

## 教育課程部会における審議のまとめ（案）

### 1. はじめに

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。我が国の学校教育の現状に目を向けると、知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は全体としては着実に成果を上げている一方、言語能力や情報活用能力、学習意欲等の課題が指摘されている。

こうした背景のもと、平成31年4月17日の「新しい時代の初等中等教育の在り方」において、学力の確実な定着に向けた方策、授業時数等の在り方を含む教育課程の在り方、特定分野に特異な才能を持つ者を含む児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方、STEAM教育の推進等について、文部科学大臣から諮問がなされたところである。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年中央教育審議会答申。以下、「平成28年答申」という。）においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきていることが指摘されたが、

「新しい時代の初等中等教育の在り方」についての審議が始まって以降、GIGAスクール構想により、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの早期実現に向け、学校におけるICT環境整備の取組が進められるとともに、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により長期にわたり学校の臨時休業が行われるなど、大きな変化が短期間に生じている。

平成28年答申はすでに、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になる可能性を指摘したうえで、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにする必要性等を指摘していた。この答申を受けて改訂された新学習指導要領では、学校に対して、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになるとともに、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図ることを求めていた。

今回の諮問では、情報化の進展や人口減少などの我が国社会の構造的な変化の中で、より多様化が進む子供たちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成することが求められている。教育課程部会では12回の対面・オンラインでの会議及び1回の書面審議を通じ、これまでの日本の学校教育の実践を踏まえた様々な事例や学問的蓄積、海外の事例等のヒアリングも行いながら検討を行ってきた。

審議期間中に発生した新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響も踏まえた上で、今後の教育課程の在り方を考えると、新学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要であり、そのためには新たに学校における基盤的なツールとなるICTも最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の充実が図られることが求められる。より具体的には、履修主義・修得主義等の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の在り方を改めて見直し、各学校段階での教科等の学習とSTEAM教育

などの教科等横断的な学習を通じて、資質・能力が育成されるよう改善を図ること、その際にカリキュラム・マネジメントの取組を一層進めることが重要であると考えられる。

## 2. 個別最適な学びと協働的な学び

### (1) 個に応じた指導と個別最適な学びについて

- 学習指導要領ではこれまで、「個人差に留意して指導し、それぞれの児童（生徒）の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること」（昭和 33 年学習指導要領）、「個性を生かす教育の充実」（平成元年学習指導要領等）等の規定がなされてきた。平成元年以降の学習指導要領においては、「個に応じた指導」が掲げられ、平成 10 年以降は、その一層の充実を図る観点から、そのための指導方法等の例示が明記された。
- このように、我が国ではこれまでも、子供の興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきた。「個に応じた指導」は制度上相当幅広く許容されるものであるが、現実にどこまで実現できるかについては、指導方法や指導体制を支える環境や教職員の構成、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境や教材・教具等の整備状況によるところも大きく、こうした諸条件の下で学校では「個に応じた指導」の実現に向けて努力がなされてきた。
- 平成 28 年答申においては、子供たちの現状を踏まえれば、子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていくことが重要であり、各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等についても、子供たち一人一人の発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義を捉え直し、充実を図っていくことが必要であるとされている。また、特に新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視する必要があるとされている。
- 同答申を踏まえて改訂された学習指導要領の総則「第 4 児童（生徒）の発達の支援」の中では、児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図ることについて示された。また、その際、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることについても示された。
- 現在、GIGA スクール構想によりどの学校においても一人一台の ICT 端末とネットワークへの接続が実現され、学校教育の基盤的なツールとしての ICT の活用が可能となりつつある。これは、「個に応じた指導」を実現するための非常に有効な手段の一つを新たに得たこととなり、今後はこの新たな ICT 環境を最大限活用し、「個に応じた指導」を充実していくことが重要である。

- その際、平成28年答申において示されているとおり、基礎的・基本的な知識・技能の習得が重要であることは言うまでもないが、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力等こそ、家庭の経済事情など、子供を取り巻く環境を背景とした差が生まれやすい能力であるとの指摘もあることに留意が必要である。「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開していくことによって、学校教育が個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育んでいくことが求められる。  
同答申を踏まえて改訂された学習指導要領の総則「第3 教育課程の実施と学習評価」の中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について示された。
- また、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難なものとなる中、子供たちが自らの将来を見通し、社会の変化を踏まえながら、生涯にわたって学び続けていく力を身に付けることが必要となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業の長期化により、多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるようになっているか、という点が改めて焦点化されたところであり、これからの中学校教育においては、子供がICTも活用しながら自ら学習を調整しながら学んでいくこと<sup>1</sup>ができるよう、「個に応じた指導」を充実することが必要である。この「個に応じた指導」の在り方を、より具体的に示すと以下のとおりである。
- 全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。
- 基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供たちの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。
- 以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。

---

<sup>1</sup> 平成28年答申において、育成を目指す資質・能力である「学びに向かう力・人間性等」の中に「主体的に学習に取り組む態度」等が含まれ、「主体的に学習に取り組む態度」については「学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようしたりしているかどうかという、意思的な側面」を捉えて評価し、育成していくものとされている。

- これからの学校においては、子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる。
- その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を蓄積・分析・利活用することや、教師の負担を軽減することが重要である。また、データの取扱いに関し、配慮すべき事項等を含めて専門的な検討を進めていくことも必要である。
- 子供がICTを日常的に活用することにより、自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握し、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなったりする等の効果が生まれることが期待される。  
国においては、このような学習者やICTの活用の視点を盛り込んだ「個別最適な学び」に関する指導事例を収集し、周知することが必要である。
- 「個別最適な学び」を行うにあたり使用が見込まれるICTを利用した教材として、学習者用デジタル教科書<sup>2</sup>、学習動画、ドリル教材、電子書籍、STEAM教育向けのコンテンツ等があり、さらに様々な紙の教材も組み合わせて指導することが考えられるが、その開発を官民間わざず進めていく必要がある。また、多様な教材を活用した学びに対応できる教師の指導力の育成も必要である。
- 「個別最適な学び」が、仮に、テストスコアに象徴されるような一元的な尺度に基づいて評価される場合、教育活動がパッケージ化され、画一的になる可能性がある。このような教材やサービスの学校での利用が必要以上に拡大され、教師が当該教育活動の特性を自覚しないまま利用することができないよう、常に教育活動全体の中での位置付けやねらいを明確にしていくことが重要である。

## (2) 協働的な学びについて

- 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよ

<sup>2</sup> 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。学校教育法等の一部改正（平成30年法律第39号）により、平成31（2019）年4月より、紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、文部科学大臣の定める範囲で、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することが可能となった。

う、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

- 「協働的な学び」においては、集団の中で個が埋没してしまうことがないよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、子供一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出していくようにすることが大切である。例えば、優れた一斉授業は集団の中での個人に着目した指導や、児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開などを内包するものであり、このような視点から授業改善を図っていくことが期待される。個々の児童生徒の特性等も踏まえた上で、「協働的な学び」が充実するようきめ細かな工夫を行うことが重要である。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業からの学校再開後には、限られた時間の中で学校における学習活動を重点化する必要が生じたが、そのような中でもまず求められたのは、学級づくりの取組や、感染症対策を講じた上で学校行事を行うための工夫など、学校教育が児童生徒同士の学び合いの中で行われる特質を持つことを踏まえ教育活動を進めていくことであり、これらの活動を含め、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障できるよう、学校の授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程編成といった特例的な対応がとられた<sup>3</sup>。このように我が国の学校に特徴的な特別活動が、子供たちの円滑な学校への復帰や、全人格的な発達・成長につながる側面が注目された。
- 「協働的な学び」において、日本の学校教育がこれまで非常に大切にしてきた、同じ空間で時間をともにすることで、お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していくうえで不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での多様な体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達する Society 5.0 時代にこそ一層高まるものである。
- 「協働的な学び」の効果を高めるためには、学級経営を充実し、児童生徒が違いを認め協力し合える学級づくりを進めることが必要である。例えば、学級活動（ホームルーム活動）で行われる合意形成の活動は、他の教科等での学習の質の向上にも有効であることを念頭に学級経営を充実することなどが考えられる。
- また、「協働的な学び」は、同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや他の学校の子供たちとの学び合いなども含むものである。ICT の活用により空間的・時間的制約を緩和することができるようになることから、「協働的な学び」もまた発展させることができるようになる。遠隔地の専門家とつないだ授業や児童生徒一人一人が自分のペースを大事にしながら共同で作成・編集等を行う活動など、その新たな可能性を「主体的・対話的

<sup>3</sup> 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2（2020）年5月15日2文科初第265号）参照。

で深い学び」の視点からの授業改善に生かしていくことが求められる。

- 知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」のよさを生かし、学校行事や児童会（生徒会）活動等を含め学校における様々な活動の中で異学年間の交流の機会を充実することで、児童生徒が自らのこれまでの成長を振り返り、将来への展望を培うとともに、自己肯定感を育むなどの取組も大切である。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、学校においては限られた授業時数の中で児童生徒の資質・能力を育成するための指導が効果的に行われるよう、授業における学習活動を教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが求められた。今後、新型コロナウイルス感染症への対応が収束した後においても、今般の取組も生かしてカリキュラム・マネジメントの取組の充実を図り、児童生徒の資質・能力の育成のため、学校における指導をより一層効果的なものとし、学習活動の質の向上を図ることも重要である。

### (3) 個別最適な学びと協働的な学びについて

- 学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては、教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、さらにその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが必要である。これを通じ、子供一人一人にとっても、集団全体にとっても、より良い学びが実現される。
- 国においては、このような「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の重要性について、関係者の理解を広げていくことが大切である。
- 教師は、子供一人一人の興味・関心や能力、適性等を把握した上で、それぞれの良さや可能性を生かした、質の高い学び合いの場を実現すると同時に、子供一人一人が学習内容を自分のものとすることができます。教育課程をデザインする役割を担っている。このような役割の発揮により、授業が子供の学校における学習への主体的な参画を促すとともに、子供の学校外を含めた学びへの導入としても機能し、学校外の学習の充実にもつながることが期待される。
- このため、指導計画を立案するに当たっては、チーム学校として学校の教職員が組織的にカリキュラム・マネジメントを行い、教育委員会や地域・家庭と連携し、外部人材も活用しながら、放課後の学校での学習や社会教育施設、家庭等の学校以外の場での学習も視野に入れることが重要である。特に現状、授業以外の場ではドリル学習等に偏りがちであるが、探究的な学習を行ったり、子供自身が学習の進め方を考えたりすることができるよう支援の工夫をすることが重要である。また、授業以外の場での学習環境の差を埋めるように、条件整備や人的体制の確保などに努めることが重要である。

#### (4) 履修主義と修得主義、年齢主義と課程主義

- 現行の日本の学校教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義（例：年間の標準授業時数等を踏まえた教育課程の編成・実施）、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義（例：目標準拠評価）、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義（例：同一年齢の進級・進学）、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義（例：制度としての原級留置）の考え方がそれぞれ取り入れられている。<sup>4</sup>
- 修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問い合わせ、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育のあり方が問われる面は少なくなる。また、修得主義や課程主義の下における発展的な学習については、学習を深める方向ではなく学習を短い時間で進める方向に傾斜した場合、学びを深める機会が失われたり、学びのセーフティネットとなる他者との学び合いの機会が損なわれたりするおそれがある。
- また、修得主義における教育成果の把握が数値化可能な教育成果（主としてテストスコア）による一元的尺度のみによって行われると、高いテストスコアを目指して目標の一元化が進行しやすくなる側面がある。教育の目標や成果の多様性に留意し、序列化や過度な競争、教育格差の拡大につながらないよう、指標の取扱いや利用方法に注意を払う必要がある。
- 修得主義で適切な教育を行うためには、より個に応じた対応が求められるため、通常より多くの教育資源が必要との指摘もあり、児童生徒の特性に応じて効果的に取り入れるなどの工夫を行うことも考えられる。
- 一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある。また、学年別の学級編制の在り方や集団での学びを重視する日本の学校教育については、社会性の涵養等の側面からその教育効果を評価する声がある一方で、過度の同調性や画一性についての指摘もある。
- 我が国においては現在、制度上は原級留置が想定されているものの、運用としては基

<sup>4</sup> 明治5（1872）年の「学制」公布以降、義務教育制度の草創期は、就学率も低く、年齢も知識の習得状況も相当差がある状況であった。そういう状況下で、共通の学習内容も読み書き計算など最低限なものとなり、等級制、すなわち進級における徹底した課程主義が取られていた。明治23（1890）年前後に知・徳・体を一体で育む形でカリキュラムの内容が拡張・体系化され、学校の共同体としての性格が強まった。また、留年や中途退学の多発等により、進級した子と落第した子が入り混じった不安定な児童集団が構成されるなどの課題も浮き彫りとなり、学級集団としての学級が成立し、20世紀初頭以降、就学率の上昇とともに学年学級制（年齢主義）が一般化した。

本的に年齢主義が採られている。進級や卒業の要件としての課程主義を徹底し、義務教育段階から原級留置を行うことは、児童生徒への負の影響が大きいことや保護者等の関係者の理解が得られないことから受け入れられにくいと考えられる。

- 全児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきである。高等学校においては、これまでも履修の成果を確認して単位の修得を認定する制度がとられ、また原級留置の運用もなされており、修得主義・課程主義の要素がより多く取り入れられていることから、このような高等学校教育の特質を踏まえて教育課程の在り方を検討していく必要がある。
- 「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係では、
  - ・個々人の学習の状況や成果を重視する修得主義の考え方を生かし、「指導の個別化」により個々の児童生徒の特性や学習進度等を丁寧に見取り、その状況に応じた指導方法の工夫や教材の提供等を行うことで、全ての児童生徒の資質・能力を確実に育成すること、
  - ・修得主義の考え方と一定の期間の中で多様な成長を許容する履修主義の考え方を組み合わせ、「学習の個性化」により児童生徒の興味・関心等を生かした探究的な学習等を充実すること、
  - ・一定の期間をかけて集団に対して教育を行う履修主義の考え方を生かし、「協働的な学び」により児童生徒の個性を生かしながら社会性を育む教育を充実することが期待される。
- その際、これまで以上に多様性を尊重し、ICT等を活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実させ、全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくことが重要である。
- このような教育課程を編成・実施するためには、文部科学省・教育委員会・校長・教師の役割分担を整理するとともに、それを踏まえた教師の資質・能力の育成方策等の様々な条件を整備していくことが必要である。

### 3. 各学校段階を通した資質・能力の育成

#### (1) 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。そのため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。

- 児童生徒の資質・能力の育成に当たり、その取組の検討に資するよう、国内外において学力調査<sup>5</sup>が実施され、資質・能力の一部について定量的な把握が行われている。

調査結果によれば、国内においては都道府県間の平均正答率の相対的な差が縮まってきており、学力の底上げが図られていること、数学や科学に関するリテラシーが引き続き世界トップレベルであることなどが明らかになっている。一方で、国際的な比較によれば、我が国の児童生徒は、複数の文書や資料から情報を読み取って、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、テキスト（インターネット上にあるデジタルテキストや情報等を含む。）や資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題が見られる。

また、各種の国内調査<sup>6</sup>や国際調査<sup>7</sup>の結果等において学習意欲に課題が見られることも明らかになっている。

- 国内外の学力調査では、家庭の社会経済的背景が児童生徒の学力に影響を与えている状況が確認されている。学力格差を是正するためには、社会経済的指標の低い層を幼少期から支援することが重要である。このため、国は、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育の無償化・負担軽減や、教育の質の向上のための施策を着実に実施することが求められる。

- 新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、その充実を図ることが必要である。

具体的には、言語能力については、まず、教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力を、各教科等を通じて育成することが重要である。その際、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。また、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を身に付けさせることも必要だが、そのためには、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも重要である。

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりといったことができる力、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用能力を育成することも重要である。

---

<sup>5</sup> 文部科学省が毎年度実施している「全国学力・学習状況調査」や経済協力開発機構（OECD）が実施している「生徒の学習到達度調査（PISA）」など。

<sup>6</sup> 「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」という質問に対して肯定的な回答をした小学6年生の割合は64.2%，中学3年生の割合は61.5%，「算数・数学の勉強は好きですか」という質問に対して肯定的な回答をした小学6年生の割合は68.7%，中学3年生の割合は58.1%だった。

<sup>7</sup> 国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2019）の児童生徒質問紙調査において、「算数・数学は楽しい」という質問に対して肯定的な回答をした我が国的小学4年生の割合は77%（国際平均は84%），中学2年生の割合は56%（国際平均は70%）。

「理科は楽しい」という質問に対して肯定的な回答をした我が国的小学4年生の割合は92%（国際平均は86%），中学2年生は70%（国際平均は81%）だった。

- さらに、これから時代、特に必要となってくるのは、学習における ICT の適切な活用である。各教科や総合的な学習の時間等の指導において、各教科等の特質に応じて ICT が効果的に活用されることで、児童生徒の理解の質を高めることが期待される。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児が主体的に環境と関わり、直接的・具体的な体験を通して豊かな感性を発揮したり好奇心や探究心が高まったりしていくなどの幼児期の学習を小学校以降にもつなげていくことが重要である。また、幼児期の経験が多様化しているとの指摘もあり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育の実践の質の向上に一層取り組んでいくことも大切である。
- 平成 28 年答申では小学校低学年における学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されているとした上で、「学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識・技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えることなど、中学年以降の学習の素地を形成していくとともに、一人一人のつまずきを早期に見いだし、指導上の配慮を行っていくことが重要となる」としている。また、同答申において中学年については「生活科の学習が終わり、社会科や理科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通じて低学年で身に付けたことを、より各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である」としている。
- これを踏まえ、小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。資質・能力を確実に習得させるためには、個々の児童の状態をより丁寧に把握し、個別的な対応を行う「指導の個別化」が重要である。
- 特に小学校低学年においては、まず安心して学べる居場所である学級集団を確立し、教師が提示する課題を自らの学習課題として捉え、「分からぬこと・できないこと」を「分かること・できること」にすることが学習であること、他の児童や教師との対話が学びを深めるために存在することといった事柄を理解する「学びの自覚化」が必要である。また、語彙については児童のそれまでの学習の状況を代表的に示す面があることから、その状態を把握した上で、家庭・地域との連携も図りながら、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施し、意味・文脈を含めた語彙の獲得など、言語能力の育成を図る必要がある。さらに、立式における計算の意味等の理解と計算方法等の習熟、数学的な見方・考え方を働かせた日常及び数学の事象の把握といった資質・能力をのばすことや、中学年以降に向けて教科等の基礎となる気づきを様々な体験、読書、対話から学ぶことなども重要である。
- 小学校中・高学年以上においては、各教科等の内容を徐々にその中核的な概念を使って指導することにより見方・考え方方が鍛えられていくことを踏まえ、指導することが重要である。
- 平成 28 年答申においても、小学校高学年においては「子供たちの抽象的な思考力が高

まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、「指導の専門性の強化が課題となっている」とした上で、「専科指導の充実は、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」としている。

- このため、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化、外部人材の配置や研修の導入などが必要である。
- また、発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばすことができるよう環境を整えていくことも重要である。例えば、児童生徒の学習意欲向上する観点からは、教科等を学ぶ本質的な意義や学習状況を児童生徒に伝えることなどが重要となる。また、学習内容の理解を定着する観点からは、単に問題演習を行うだけではなく、内容を他者に説明するなどの児童生徒同士の学び合いにより、児童生徒が自らの理解を確認し定着を図ることが、説明する児童生徒及びそれを聞く児童生徒の双方にとって有効であり、授業展開として重要であると考えられる。
- 教育課程の編成・実施に当たっては、児童生徒が社会に出た後に身に付けていくべき資質・能力を明らかにした上で、未来の姿から逆算して、現在の学年・教科・単元等でどのような指導を行うべきかという長期的な視点で行うことが重要である。

## (2) 学びに向かう力等を育成する教育の充実

- 我が国の社会は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、同時に、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきている。このような社会を生きていく子供たちには、自らの将来を見通し、社会の変化を踏まえながら、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていく力を身に付けることが必要である。
- 経済協力開発機構（OECD）では“Learning Compass 2030”において、「生徒エージェンシー（Student Agency）」（変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重要性が指摘されており、学習の見通しを持ち、行動し、振り返るという循環を確立しつつ継続して学び、自らの考えを改善していくことが大切であるとされている。
- 国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）によれば、算数・数学や理科について「楽しい」と思う我が国の児童生徒の割合は増加傾向にあるが、算数・数学及び中学校の理科において国際平均を下回っており<sup>8</sup>、また中学2年生に対して理科を学ぶことの重要性や社会・生活との関わりについて尋ねた質問への回答結果の分析では、理科に強く価値を置く生徒の割合が参加国中で最低であるなど、学習と自己の将来や社会とのつながりが見いだせていない児童生徒が多いという現状がある。

<sup>8</sup> 2003年調査と2019年調査の結果を比較すると、「算数・数学は楽しい」と思う小学4年生の割合は65%から77%（国際平均は84%）、中学2年生は39%から56%（国際平均は70%）、「理科は楽しい」と思う小学4年生の割合は81%から92%（国際平均は86%）、中学2年生は59%から70%（国際平均は81%）であった。

- 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」については、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。
- 学びに向かう力の育成は幼児期から成人までかけて徐々に進んでいくものであるが、初期の試行錯誤段階を経て、様々な学びの進め方や思考ツールなどを知り、経験していくことが重要である。とりわけ小学校中学年以降、学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげるなど、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、発達の段階に配慮しながら指導することが大切である。また、中学校以降において、多様な学習の進め方を実践できる環境を整えることも重要である。  
授業改善に当たっても、学習の進め方（学習計画、学習方法、自己評価等）を自ら調整する力を身に付けさせることを一つの柱として行うことが考えられる。また、学校の授業以外の場における学習の習慣や進め方についても視野に入れ、指導を行うことが重要である。
- また、キャリア教育の充実に当たっては、小学校から高等学校までを通じ、各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ、総合的な学習（探究）の時間において教科等を横断して自ら学習テーマを設定し探究する活動や、特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくことが求められる。この中で、キャリア・パスポート等も活用し、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるように働きかけたりするなど、教師が対話的なかかわりを持ち相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠である。

### （3）STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成が求められている。
- 教育再生実行会議第 11 次提言において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、新学習指導要領において充実されたプログラミングやデータサイエンスに関する教育、統計教育に加え、STEAM 教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM 教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。

- この STEAM 教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM(Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加わった A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

STEAM 教育の目的には、人材育成の側面と、STEAM を構成する各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成の側面がある。各教科等の知識・技能等を活用することを通じた問題解決を行うものであることから、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなる。一方で、STEAM 教育を推進する上では、多様な生徒の実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目して STEAM 教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在籍する学校においては実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される。教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ非常に重要であり、生徒の能力や関心に応じた STEAM 教育を推進する必要がある。

このため STEAM の各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向する STEAM 教育の側面に着目し、STEAM の A の範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲 (Liberal Arts) で定義し、推進することが重要である。

- 新学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることとされている。

STEAM 教育の特性を生かし、実社会につながる課題の解決等を通じた問題発見・解決能力の育成や、レポートや論文、プレゼンテーション等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめること等を通じた言語能力の育成、情報手段の基本的な操作の習得、プログラミング的思考の育成、情報モラル等を含めた情報活用能力の育成等の学習の基盤となる資質・能力の育成、芸術的な感性も活かし心豊かな生活や社会的な価値を創り出す創造性などの現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成について、文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要であり、その実現のためにはカリキュラム・マネジメントを充実する必要がある。

- STEAM 教育は、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、産業界等と連携し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく高度な内容となるものであることから、高等学校における教科等横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものであるが、その土台として、幼児期からのものづくり体験や科学的な体験の充実、小学校、中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探究的な学習の充実に努めることも重要である。さらに、小学校、中学校においても、子供の学習の状況によつては教科等横断的な学習の中で STEAM 教育に取り組むことも考えられる。その際、発達の段階に応じて、子供たちの興味・関心等を生かし、教師が一人一人に応じた学習活動を課すことでの、子供自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することが重要である。

- 高等学校においては、新学習指導要領に新たに位置付けられた「総合的な探究の時間」

や「理数探究」が、

- ・実生活、実社会における複雑な文脈の中に存在する事象などを対象として教科等横断的な課題を設定する点
- ・課題の解決に際して、各教科等で学んだことを統合的に働かせながら、探究のプロセスを展開する点

など STEAM 教育がねらいとするところと多くの共通点があり、各高等学校において、これらの科目等を中心として STEAM 教育に取り組むことが期待される。

また、必履修科目として地理歴史科・公民科や数学科、理科、情報科の基礎的な内容等を幅広く位置づけた新学習指導要領の下、教科等横断的な視点で教育課程を編成し、その実施状況を評価して改善を図るとともに、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制の確保を進め、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業等と連携・協働しつつ、各高等学校において生徒や地域の実態にあった探究学習を充実することが重要である。

その際には、これまでのスーパーイエンスハイスクール（SSH）などの教育実践の成果を生かしていくことが考えられる。

さらに、教員養成や教員研修の在り方も併せて検討していくことが重要である。

- STEAM 教育の推進に当たっては、探究学習の過程を重視し、その過程で生じた疑問や思考の過程などを生徒に記録させ、自己の成長の過程を認識できるようにするとともに、社会に開かれた教育課程の観点から、STEAM 教育に関わる学校内外の関係者による多様な視点を生かし、生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるよう努めることが重要である。
- また、実社会での問題発見・解決に生かしていく視点から生徒が自らテーマを設定し、学習を進めるためには、生徒が地域や産業界などと多様な接点を持ち、社会的な課題や現在行われている取組などについて学ぶことが必要である。生徒が多様な機会を得ることができるよう、社会全体で取組を進めることが求められる。  
このため、国においては産業界等とも連携し、STEAM 教育に資する教育コンテンツの整備を進めるとともに、事例の収集や周知などの取組を進める必要がある。
- STEAM 教育等の教科等横断的な学習の前提として、小学校、中学校、高等学校などの各教科等の学習も重要なことは言うまでもない。各学校において、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに、それを横断する学びとしての STEAM 教育を行い、さらにその成果を各教科に還元するという往還が重要である。

#### 4. 補充的・発展的な学習指導について

##### (1) 補充的・発展的な学習指導

- 新学習指導要領においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることが規定されている。補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々

な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、学習内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるという観点から適切に取り入れることが大切である。

- また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならぬとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている<sup>9</sup>。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。
- 補充的・発展的な学習を行う際には、例えば知識及び技能の習得に当たって、ICTを活用したドリル学習等を組み合わせていくことも考えられるが、併せて思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成も十分に行われるよう、計画的に指導を行うことが必要である。
- また、補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、3.(2)で述べたとおり、学びに向かう力を育成するため、児童生徒が自己の達成状況を自覚し、計画を立て、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう指導していくことも重要である。
- 発展的な学習としては、内容理解を深める学習をさらに充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの「協働的な学び」が取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、児童生徒同士の学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。

## (2) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 特異な才能のある児童生徒に対する教育については、古典的には知能指数(IQ)の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年は、領域依存的な才能を伸長する教育や、2E (Twice-Exceptional) の児童生徒<sup>10</sup>に対する教育を考える方向に変化している。また、才能教育というと個人が過度に強調される場合があるが、例えば国際水準の研究成果も現在は共同研究により生み出されることが多く、学際的な多様な才能が組み合わさることがブレイクスルーにつながることが注目されている。
- 例えば、単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動が得意な児童生徒や、対人関係は上

<sup>9</sup> 規制改革・民間開放推進会議「規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)フォローアップ結果」事項別措置概要一覧(平成16年3月31日現在)-3.教育・研究関係(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2004/0809/01.html>)において、平成15年に「学習指導要領等の一部改正を行い、学習指導要領に明示されている基礎的・基本的な内容を指導した上で、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に明示されていない内容を指導可能であることを明確にするとともに、個に応じた指導の充実のための指導方法の例示として、学習内容の習熟の程度に応じた指導を加えた。」とされている。

<sup>10</sup> 2E (Twice-Exceptional)の児童生徒とは、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒のことを指す。

手ではないが想像力が豊かな児童生徒、読み書きに困難を抱えているが芸術的な表現が得意な児童生徒など、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在する。学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。

- 我が国においては、これまでもスポーツや文化などの分野で学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきている。一方、学校において特異な才能をどのように定義し、見いだし、その能力を伸長していくのかといった議論は十分に行われていない状況にある。
- その上で、学校においては、特異な才能のある児童生徒も含め、「個別最適な学び」を通じて個々の資質・能力を育成するとともに、「協働的な学び」という視点も重視し、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要である。具体的には、ICTも有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実していくことや、3.（2）に述べるSTEAM教育など、教科等横断で実社会と関わるプロジェクト型の学びが有効に機能するのではないかと考えられる。
- また、特異な才能のある児童生徒の能力を伸ばしていくには、大学や民間団体等が担う役割が大きい。このような学校外での学びへ児童生徒をつなげていくことや、学校においてその学習を生かし自他ともに学び合い成長する機会を設けること、学校における評価について整理を進めていくこと等が必要であると考えられる。このため、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。その中で、学校や教育委員会、教師が果たす役割や、教員養成・研修における取扱いについても整理していく必要がある。

## 5. 「指導と評価の一体化」の考え方立った学習評価の改善

- 各学校における教育活動は、学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で作成された各種指導計画に基づく授業（「学習指導」）として展開される。各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習の改善や教師による指導の改善等に繋げ、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。
- 指導と評価の一体化を図る中で、児童生徒一人一人のつまずきや伸びについて指導過程で評価する形成的な評価を行うことが重要である。形成的な評価を生かしながら、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして児童生徒が「おおむね満足できる」状況となるようきめ細かく指導・支援することが求められる。さらにそれを超え、児童生徒の興味・関心等に応じて学習が発展するよう指導・支援するに当たっては、その多様な成果を評価することが重要である。

- 平成28年答申では観点別学習状況の評価において「主体的に学習に取り組む態度」について評価することとされている。「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面の2つの側面を評価するものであり、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら学ぼうとしているかどうかといった意思的な側面を評価することが求められている。<sup>11</sup>

この観点は、2.に記載した「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実、3.(2)に記載した「学びに向かう力、人間性等」の育成に当たって重要であることから、新学習指導要領を着実に実施し、その趣旨に照らして学習評価が行われるよう取り組むことが必要である。

さらに、「指導と評価の一体化」の観点から、「主体的に学習に取り組む態度」についての評価を踏まえ、児童生徒が自ら学習の進め方を改善していくことができるよう指導・支援していくことが重要である。

- 補充的・発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、個々の児童生徒の学習進度が学級・学年集団の学習進度と大きく異なることとなる場合も考えられる。総括的な評価を行う際には、「目標に準拠した評価」の趣旨に則り、指導計画に基づき、学級・学年集団の学習進度を踏まえて学習評価を行うことが基本となるが、補充的・発展的な学習活動における個々の児童生徒の状況を丁寧に見取り、「主体的に学習に取り組む態度」の評価で学びに向かう意思的な側面を積極的に評価することが重要である。また、内容理解を深める発展的な学習等を行った場合には、その状況に応じて「知識・技能」や「思考・判断・表現」の評価にも反映することが適当である。

## 6. カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 新学習指導要領では、
- ・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
  - ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
  - ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるよう定めている。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の改善を図っていく上で、この3つの側面からカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組を進めていくことが重要である。

### (1) 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施

<sup>11</sup> 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）

## ① 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施

- 3. (1) で述べたとおり、国際的な比較によれば、我が国の児童生徒は言語能力や情報活用能力に課題が見られるとされている。新学習指導要領では、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、その育成のため、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、その充実を図ることが必要である。
- また、3. (2) でも述べたとおり、STEAM 教育等の教科等横断的な学習により、資質・能力の育成を図っていくことも重要である。
- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。

## ② 教科等横断的な視点からの教育課程編成・実施に向けた授業時数の在り方

- 教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となる。各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組合せを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。
- 年間の授業時数については、昭和 22 年の学習指導要領（試案）において、総授業時数及び各教科等の授業時数について、教科や学年によっては波形で幅を持たせた形で示された。昭和 33 年の学習指導要領改訂時に、学校教育法施行規則に最低授業時数として規定が置かれたが、昭和 43、44 年の改訂時には「最低」から「標準」へと改められた。昭和 52 年の改訂時には、引き続き「標準」としての位置付けを維持しつつ、「標準として定めた授業時数を大幅に上回ったり、下回ったりすることは避けるべき」とされ、平成元年改訂、平成 10 年改訂でもその位置づけが維持された。平成 15 年の一部改正に際して、「各学校において年度当初の計画段階から標準を下回って教育課程を編成することは通常考えられない」とされ、現在までこの位置付けが維持されている。
- なお、年間の授業時数については、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により標準の年間授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令に反するものではないとされており、今般の新型コロナウイルス感染症対応においては全国の学校で広くこの考え方が適用された。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保する

ための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。

- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICTを活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業からの学校再開後には、教育活動や時間の配分等を再検討し、学校の授業における学習活動を重点化するなど、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントを行うことの重要性が指摘された。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。
- 新学習指導要領においても、1単位時間（小学校45分、中学校50分）は、「各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童（生徒）の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること」とされており、「創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること」が認められている。例えば、時間割の在り方については、学びの質の変化に応じた検討が必要であり、ICTを活用した学習指導の状況も踏まえ、1コマの考え方を弾力的に運用することが考えられる。このように学校・地域の実態に応じたカリキュラム・マネジメントについて先進事例を収集し、全国に展開していくことが重要である。
- また、各学校において不測の事態（災害や流行性疾患による学級閉鎖等）等に備え確保されている、いわゆる「余剰時数」については、過剰に設定されているとの調査結果もあり、指導体制に見合った授業時数を設定し、児童生徒の負担を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮した対応を検討することが重要であることから、<sup>12</sup>各教育委員会・学校において適切にその設定の仕方を検討することが必要である。
- さらに、新学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保

<sup>12</sup> 文部科学省から平成31年3月29日初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」において同様の考え方が示されている。

による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。その際、この制度を利用する学校は、家庭・地域に対して特別の教育課程を編成・実施していることを明確にするとともに、他の学校や地域のカリキュラム・マネジメントに関する取組の参考となるよう、教育課程を公表することとするべきである。

## （2）教育課程の実施状況の評価と改善

- 各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、教育の目的・目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認・分析して、課題となる事項を見いだし、改善していくことが求められる。
- 例えば、学力調査等の結果の活用をカリキュラム・マネジメントに位置付けることも、各学校の課題を解決するためには有効である。その際、学力調査等が把握できるのは新学習指導要領が育成を目指す資質・能力の一部のみであることに留意することが必要である。
- また、客観的な根拠を重視した教育政策（EBPM）を推進する観点から、国際レベル、全国レベル、各自治体レベルなどの学力調査等をそれぞれの実施主体が効率的・効果的に実施し、児童生徒の現状・課題を把握・分析した上で、その結果を活用することも重要である。

## （3）人的・物的な体制の確保・改善

### ① 組織的な取組の推進

- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、学校がチームとして取り組むことが重要である。そのためには、管理職である校長、教頭等の役割が重要であるが、それだけではなく、教師全員がカリキュラム・マネジメントに参画することが重要になる。
- 担任教師による良好な学級経営等も、学びの質を高める上で効果的であり、学校間で実践事例の共有等を進めながら資質・能力の育成に取り組むことも重要である。例えば、実験的・先導的な教育研究を担う国立大学の附属学校が、教育委員会や地域の学校と連携して、自校の取組を地域の拠点として普及させることや、教育委員会等が中心となって、幼稚園、小・中学校等の連携を促進することも考えられる。
- 児童生徒に求められる資質・能力とは何かを学校と社会とが共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の観点から、学校と家庭や地域、企業等とが育成を図る資質・能力やその重要性、発達の段階に応じた指導や長期的な視点に立った資質・能力の育成などについて認識の共有を図ることが重要である。

- その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）において、児童生徒の資質・能力の育成についても地域と学校が目標を共有し、連携して取り組むこと等が重要である。また、学校が教育活動を進める上では、地域住民等の参画も重要な役割を果たす。幼児期からの様々な体験や子供が新聞等に触れる機会等の充実も児童生徒の社会性の涵養や資質・能力の育成において有効と考えられるが、これらを進めるに当たっても、地域や家庭の協力が期待される。

## ② ICT の活用

- これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものであり、1人1台の端末環境を活かし、端末を日常的に活用していく必要がある。ICT の活用は知識の習得のみならず、児童生徒の探究や表現、学習内容の他の児童生徒との共有など、「協働的な学び」や学びの振り返りを行う際の有効な手段にもなる。また、ICT を利用して空間的・時間的制約を緩和することによって、他の学校・地域や海外との交流なども含め、今までできなかった学習活動が可能となる。
- ICT の活用により新学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、カリキュラム・マネジメントを充実させつつ、各教科等において育成するべき資質・能力等を把握した上で、特に「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。
- また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部への効果の発揮、他の学校・地域や海外との交流など今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。
- その際、1人1台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することで、ICT の活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICT により現実の社会で行われているような方法で子供たちも学ぶなど、学校教育を現代化することが必要である。子供たち自身が ICT を「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインすることが重要である。
- 各教科等における ICT 活用を充実させるためにも、とりわけ小学校学習指導要領の総則に規定されている「児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」を確実に実施するとともに、各学校段階を通して、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るべきである。また、学習指導要領で示された内容に関する典型的な知識・技能の育成のための学習動画や児童生徒の興味を引き出すコンテンツの充実が必要と考えられる。
- なお、ICT の活用に当たっては、教育効果を考えながら活用することが重要であり、ICT

を活用すること自体が目的化しないようにするとともに、例えば旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏ったICTの活用に陥らないように注意する必要がある。また、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険もあるため、その活用方法については、教師と児童生徒との具体的な関係の中でしっかりと見極めることが必要である。

- ICTの活用により教職員の校務を支援するシステムの導入は、業務を効率化し負担を軽減する目的で重要であり、教師はそれらも活用しながら、より一層授業改善を行うことが求められる。
- ICT環境整備の際には、学校や教師の自宅、家庭との接続を設計に入れて、予算についても端末整備、ネットワークの拡充、セキュリティ対策、非常時の備え等のハードの面とサポートスタッフの充実、教員研修の充実、研修時間確保のための働き方改革の推進などのソフトの面の両方を継続的に充実する必要がある。特に、家庭の環境を整えることが登校できない児童生徒にとって極めて重要な役割を果たすことに留意が必要である。

(参考) 第10期教育課程部会のこれまでの開催状況（諮問事項関係）

第1回：令和元年6月10日（月）10：00～12：30

■新学習指導要領の円滑な実施に関する取組について

第2回：令和元年7月24日（水）9：30～12：30

（新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会、教員養成部会と合同開催）

■教科担任制について

・兵庫型教科担任制について

（松尾弘子氏（新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員、姫路市立白鳥小学校校長））

・香美町学校間スーパー連携チャレンジプラン

（香美町教育委員会）

・教科分担制を担うチーム学年経営の強化推進事業

（横浜市教育委員会）

■先端技術を活用した教育の在り方について

・Qubenaについて

（神野元基氏（新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員、株式会社 COMPASS 代表取締役 CEO））

・全職員で実践する先進的ICT教育

（毛利靖氏（新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員、つくば市立みどりの学園義務教育学校校長））

第3回：令和元年9月4日（水）10：00～12：00

■STEAM教育について

・資質・能力の育成を目指す教科横断的な学習としての STEM／STEAM 教育と国際的な動向

（松原憲治氏（国立教育政策研究所総括研究官））

・総合的な学習の時間と STEAM 教育－総合的な探究の時間の充実の観点から－

（田村学氏（國學院大學人間開発学部初等教育学科教授））

・「理数探究」の充実と STEAM 教育について

（長尾篤志主任視学官（文部科学省初等中等教育局））

第4回：令和元年10月29日（火）9：30～12：30

■基盤的な学力の確実な定着に向けた方策について

・全国学力・学習状況調査について

・埼玉県の学力向上施策の概要～埼玉県学調を中心としたPDCAの推進～

（八田聰史氏（埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長））

・戸田市における学力向上施策等について

（戸ヶ崎勤委員（戸田市教育委員会教育長））

・春日市におけるコミュニティ・スクールとしての学力向上に関する取組について

（清尾昌利氏（春日市立春日西中学校教頭））

第5回：令和元年12月4日（水）9：45～12：00

■基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策について

- ・OECD 生徒の学習到達度調査 2018年調査（PISA2018）のポイント
- ・家庭の社会経済的背景（SES）が困難な児童生徒への支援について—全国学力・学習状況調査と保護者調査の結果を用いて—  
(耳塚寛明氏（青山学院大学コミュニティ人間科学部学部特任教授))
- ・PISA2018「読解力」調査結果を受けて  
(高木まさき氏（横浜国立大学大学院教育学研究科教授))

■教育課程部会におけるこれまでの検討の経過について

第6回：令和2年2月5日（水）10：00～12：00

■先端技術の活用等を踏まえた標準授業時数の在り方や補充的な学習・発展的な学習の在り方について

- ・標準授業時数の在り方について  
(天笠茂部会長（千葉大学特任教授))
- ・補充的な学習・発展的な学習の在り方～実施における視点と配慮～  
(市川伸一副部会長（東京大学名誉教授、帝京大学中学校・高等学校校長補佐))
- ・資質・能力の育成につながるICTを活用した効果的・効率的教育活動  
(木田博氏（鹿児島県総合教育センター情報教育研修課研究主事))

書面審議：令和2年4月

■先端技術の活用等を踏まえた標準授業時数の在り方や補充的な学習・発展的な学習の在り方について

- ・これからの時代の学校のカリキュラムと授業の在り方をめぐって～先端技術の活用等を踏まえた「ひとりひとりを生かす」履修システムを検討する視点～  
(石井英真氏（京都大学大学院教育学研究科准教授))
- ・公正に個別最適化された学びに向けた標準時数の考え方  
(熊本市教育委員会)

第7回：令和2年6月12日（金）14：00～16：00

■イギリス及びフランスの教育課程における授業時数の状況等について

- ・イングランドにおける教育課程、授業時数及び新型コロナウィルス感染症による学校の臨時休業における学習指導  
(植田みどり氏（国立教育政策研究所総括研究官))
- ・フランスにおける教育課程、授業時数及び新型コロナウィルス感染症による学校の臨時休業における学習指導  
(園山大祐氏（大阪大学大学院人間科学研究科教授))

第8回：令和2年6月30日（火）10：00～12：00

■特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について

- ・日本の学校教育における科学才能教育の可能性について

（隅田学氏（愛媛大学教育学部教授））

- ・異才発掘プロジェクトROCKETからみるこれからの教育のあり方について

（福本理恵氏（東京大学先端科学技術研究センター特任助教））

■教育課程部会等におけるこれまでの検討の経過について

第9回：令和2年7月27日（月）10：00～12：00

■個別最適化された学びについて

- ・個別最適化された学びについて

（奈須正裕委員（上智大学総合人間科学部教授））

- ・教育におけるコンピュータの活用に関する考察

（中川哲視学委員（文部科学省初等中等教育局））

■教育課程部会等におけるこれまでの検討の状況について

第10回：令和2年8月24日（月）10：00～12：00

■各学校段階を通した資質・能力の育成について

- ・小学校における教育課程のあり方について：低中学年の指導を中心として

（無藤隆氏（白梅学園大学名誉教授））

- ・これからの中学校教育のあり方について

（小林真由美氏（福井市立至民中学校校長））

- ・「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すこと」の意義及びその在り方について

（藤田晃之氏（筑波大学人間系教授））

■教育課程部会等におけるこれまでの検討の状況について

第11回：令和2年9月24日（木）16：00～18：00

■高等学校の教育課程等の在り方について

- ・高等学校教育への期待

（荒瀬克己副部会長（関西国際大学学長補佐／基盤教育機構教授））

- ・STEAM教育への取り組み

（大島まり委員（東京大学大学院情報学環／生産技術研究所教授））

■教育課程部会等におけるこれまでの検討の状況について

第12回：令和2年10月23日（金）16：00～18：00

■個別最適な学びと協働的な学びについて

- ・令和の日本型学校教育における「個別最適な学び」「協働的な学び」についての概念的考察

（溝上慎一氏（学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授））

- ・探究的な学習の質を高める「協働的な学び」

（田村学視学委員（文部科学省初等中等教育局、國學院大學人間開発学部初等教育学科教授））

■教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ（素案）について